

1 生活衛生に関する試験検査

1) 年間取扱件数

平成17年度の生活衛生に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は表1-1のとおりである。

表1-1 生活衛生に関する試験検査取扱件数

		総 数		平成17年												平成18年		
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
水 質 検 査	簡易専用水道水	11	132	-	-	-	1	3	3	-	1	1	-	2	-			
	小規模受水槽水道水	55	660	-	-	-	-	-	-	42	13	-	-	-	-			
	飲用井戸水	129	129	5	12	24	23	20	13	6	7	5	1	7	6			
	小 計	195	921	5	12	24	24	23	16	48	21	6	1	9	6			
プ ー ル 水 浴 場 水		40	280	-	-	-	21	19	-	-	-	-	-	-	-			
		53	53	-	16	15	-	-	22	-	-	-	-	-	-			
	小 計	93	333	-	16	15	21	19	22	-	-	-	-	-	-			
家 庭 用 品 検 査	おしぼり	10	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	依頼衣料品	13	39	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	小 計	23	89	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	繊維製品	604	611	-	65	61	60	-	58	60	60	58	60	60	62			
家庭用化学製品	35	66	-	-	10	-	8	2	-	-	2	-	5	8				
小 計	639	677	-	65	71	60	8	60	60	60	60	60	65	70				
計		950	2020	28	93	110	105	50	98	108	81	66	61	74	76			

(ただし、家庭用品検査については、検査委託検体600検体(600項目)を含む。)

2) 飲用水などの水質に関する検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

市民の飲み水として衛生的で安全な水を確保するために、保健所の環境衛生監視員が立入調査した際に採取した貯水槽水道水について水質検査を行っている。

(2) 方法

水道法に基づく水質基準に関する省令の方法に準じて検査を行った。

(3) 結果

平成17年度は簡易専用水道水11検体(132項目)、小規模受水槽水道水55検体(660項目)の合計66検体(792項目)について水質検査を行った。

これらのうち、保健所の施設監視指導の一環として行った水質検査は、簡易専用水道水7検体(84項目)、小規模受水槽水道水55検体(660項目)であった。これらの水質検査の結果、小規模受水槽水道水1検体については、水質基準に適合していなかった(不適合項目:色度及び鉄)が、そ

の他の検体はいずれも適合していた。

不適合であった施設については、所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

また、水道法第34条の2第2項の規定に基づく法定検査の結果、「不適合」であった簡易専用水道水4検体(48項目)について水質検査を行った結果、すべて水質基準に適合していた。

平成17年度から飲用井戸の依頼検査の検査項目の内、全有機炭素量(TOC)の検査を衛生公害研究所で実施することになった。平成17年度は129検体の水質検査を行ったが、すべて水質基準に適合していた。

3) プール水の水質検査

生活衛生部門・臨床部門

(1) 目的

遊泳用プール施設のプール水の衛生を確保するために、保健所の環境衛生監視員が立入調査した際に採取したプール水について水質検査を行っている。

(2) 方法

厚生労働省健康局長通知(平成13年7月24日付け健発第774号)の水質基準に係る検査方法に準じて検査を行った。

(3) 結果

平成17年度は夏季に40検体(280項目)の検査を行った。

これらの水質検査の結果、遊泳用プール水の2検体については、水質基準に適合していなかった(不適合項目:一般細菌数及び大腸菌群1件,大腸菌群1件)が,その他の検体はいずれも適合していた。

不適合であった施設については,所轄する保健所がその設置者などに改善指導を行った。

4) 家庭用品の有害物質検査

生活衛生部門

(1) 目的

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により20種類の有害物質の基準が政令で定められている。

同法に基づいて,京都市内で市販されている繊維製品及び家庭用化学製品を試買し,規制対象有害物質の検査を実施している。

(2) 方法

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の施行規則に定める方法及び分析技術の進歩に伴い改良された検査方法を文献などを参考にして検査を行った。

表1-2 試験検査対象家庭用品の種類とその検査項目

		検体数	検査項目数	ホルムアルデヒド…生後24ヶ月以内用のもの	ホルムアルデヒド…生後24ヶ月以内用を除く	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	有機水銀化合物	TDBPP	TPT	水酸化カリウム・水酸化ナトリウム	TBP	BDBPT	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ジベンゾ「a,h」アントラセン	ベンゾ「a」アントラセン	ベンゾ「a」ピレン	容器試験
織 維 製 品	おしめ	1	1	1																
	おしめカバー	9	9	9																
	よだれ掛け	43	43	43																
	下着	148	148	138	10															
	中衣	53	53	53																
	外衣	217	217	217																
	手袋	3	3	1	2															
	くつ下	5	5	2	3															
	たび	2	2	2																
	帽子	17	17	17																
品	寝衣	61	61	49	12															
	寝具	38	38	38																
	床敷物	2	4						2					2						
	カーテン	3	6						3					3						
	衛生パンツ	2	4							2		2								
家 庭 用 化 学 製 品	くつした止め用等接着剤	4	4	4																
	家庭用接着剤	3	6							3		3								
	家庭用エアゾル製品	10	20			5								5	5	5				
	家庭用ワックス	3	3					3												
	靴墨・靴クリーム	2	2					2												
	住宅用洗剤	3	6			3						5								3
	家庭用洗剤	5	10																	5
品	家庭用木材防腐剤及び木材防虫剤	1	3															1	1	1
	家庭用防腐木材及び防虫木材	4	12															4	4	4
計		639	677	568	33	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	8

(3) 結果

平成17年度は表1 - 2に示した家庭用品639検体(677項目)(ただし、検査委託検体を含む)について検査した結果、洗剤1検体の塩化水素及び硫酸の濃度が基準値を超えていたが、製造所を所管する自治体の調査により違反品でないことが確認された(「第6部 4. 所内セミナー」参照)。その他の検体はいずれも基準に適合していた。

5) おしぼりの衛生検査

臨床部門

(1) 目的

飲食店などで、サービスとして提供される「おしぼり」を公衆衛生上の観点から計画に基づき収去された検体について、適切な取扱いが行われることを目的として検査を行った。

(2) 方法

旧厚生省環境衛生局の指導基準に定める方法によった。

(3) 結果

平成17年度検査件数は10検体(50項目)であった。官能検査として実施した変色及び異臭については異常なものはみられなかった。一般細菌で10万を超えるものが1検体みられたが、大腸菌群、黄色ブドウ球菌汚染のものはなかった。

6) 浴場水の衛生検査

臨床部門

(1) 目的

24時間風呂等で問題になっている、レジオネラ菌を公衆衛生上の観点から、浴槽水について検査を行った。内訳は、公衆浴場(露天風呂等)31検体、公衆浴場(薬湯)22検体であった。

(2) 方法

レジオネラ症防止指針(旧厚生省生活衛生局企画課 監修)に定める方法によった。

(3) 結果

53検体実施した結果、公衆浴場(露天風呂等)1検体、公衆浴場(薬湯)2検体から *Legionella pneumophila* が検出された。